

# 中小企業は継続！ 賃上げを「確実な節税」に変える！ 2026年度賃上げ促進税制のポイント

2026年度(令和8年度)改正で賃上げ促進税制が見直しされます。大企業向けは2026年3月末で廃止、中堅企業向けは賃上げ要件を4%以上に引き上げた上で2027年3月末で廃止予定とされています。中小企業向けの一部上乗せは廃止となりますが制度継続となり、賃上げ増加分の最大**35%**を税額控除できます。赤字でも控除額は**最長5年繰越可能**です。

## 中小企業向け賃上げ促進税制の対象

### 対象条件

- 青色申告している法人であること
- 資本金1億円以下であること
- 個人事業主の場合は従業員数1,000名以下であること

### 必須要件

- 全雇用者の給与等支給総額が前年比1.5%以上増 …… **15%**

### 上乗せ要件 必須要件を満たした上で

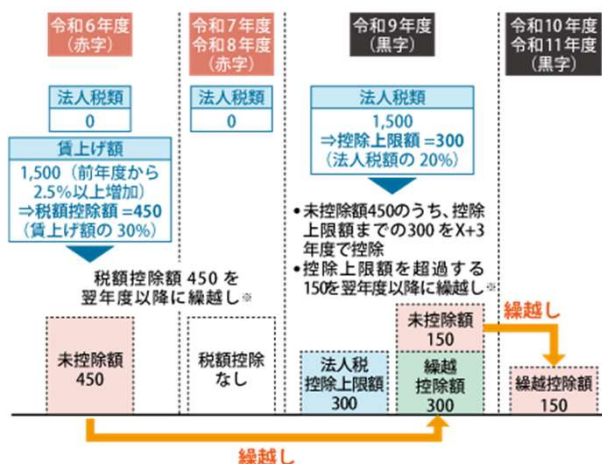
- 全雇用者の給与等支給総額が前年比2.5%以上増 …… **+15%**
  - くるみんまたはえるぼし(2段階目以上)等の認定がある場合… **+5%**
- ※「トライくるみん」「えるぼし(1段階目)」は対象外

税額  
控除率  
最大  
**35%**

## 5年間の繰越控除

中小企業が賃上げを実施した年度に、税額控除を使い切れなかった場合、控除額を最大5年間繰り越せます。赤字年度や法人税額が少ない年度でも、翌期以降に繰り越して控除できる点が特徴です。ただし、繰越控除を使う年度についても、給与等支給額が前年より増えていることが条件とされています。

### 繰越控除措置のイメージ



※繰り越しには、確定申告時の「明細書」添付が不可欠

【参考】中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック(令和6年9月20日更新版)  
上中小企業庁

## 活用するメリット

### メリット①: 節税効果

賃上げ分の人件費は損金算入されるため、黒字企業では法人税が軽減されます。さらに賃上げ促進税制の税額控除を活用すると、賃上げ額の約65%が税負担の軽減として戻ってくるイメージです。

賃上げ額 100万円 あたりの試算

賃上げ額	法人税軽減	税額控除	実質負担
100万円	-30万円	-35万円	35万円

### メリット②: 採用・定着力のアップ

賃上げに加えて「くるみん」「えるぼし(2段階目以上)」の認定を取得すると、税額控除率がさらに+5%上乗せされます。認定企業は「一般事業主行動計画公表サイト」に掲載され、子育て世代や女性が働きやすい職場として求職者へ広くアピール可能。節税しながら、採用ブランディングにもなる一石二鳥の取り組みです。

### 賃上げ前に確認しておきたい3つのポイント

- 給与総額の増加を維持できるか確認する  
離職等で給与総額が減ると要件未達になる場合があります
- 社会保険料の会社負担分も含めてコスト試算する  
賃上げに伴い、社会保険料の会社負担分も増加します
- 継続できる賃金水準で計画を立てる  
一度上げた賃金は下げにくいので、無理のない水準設定が大切です

中小企業の賃上げ促進税制は制度継続となり最大35%、最長5年の繰越が可能です！  
「うちは対象になる?」「いくら節税できる?」などお気軽にご相談ください。

税理士法人プロネットNext  
(認定経営革新等支援機関) TEL:092-474-7838

〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵2-7-14

～認定支援機関で対応できます～

- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達 など



▲ 動画でも ▲  
ご視聴できます